

(民間認定事業体用)

高性能林業機械貸付契約書

貸付人 公益財団法人森林ネットおおいた 理事長 (以下「甲」という。)と
借受人 (以下「乙」という。)とは、高性能林業機械の
貸付けについて次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に、公益財団法人森林ネットおおいた高性能林業機械
貸付規程及びこの契約書に定める各条項を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 甲が乙に貸付し、乙が借受する物件 (以下「貸付物件」という。)は、次のとおりと
する。

名 称	型 式	数 量

(使用目的)

第3条 乙は、貸付物件を森林整備の用に供するものとする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(貸付料)

第5条 貸付料は、月額 円とする。

2 甲は、正当な理由があると認めるときは、いつでも前項の貸付料を改定することができる。

(貸付料の納入期限及び方法)

第6条 乙は、貸付料を 年 月 日までに甲の指定する方法で貸付料を納入しなければならない。ただし、貸付期間を変更した場合は、変更決定通知書に基づき貸付料を納付しなければならない。

(遅延賠償金)

第7条 乙は、前条に定める納入期限までに貸付料を納入しないときは、その納入期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、その未納入額に年10.95%の率を乗じて得た遅延賠償金を併せて納付しなければならない。

(物件の引渡し)

第8条 貸付機械の引渡しを受けた場合、乙は直ちに借受物件の状態を検査・確認を行い、破損や機能等に不都合を認めた場合は、乙は甲に異議を申し立てることができる。異議の申立てのないまま使用を開始した場合は、貸付物件は完全な状態で引き渡されたものとみなす。

2 機械の運搬は、乙の負担で、乙が行う。

3 天災地変等の不可抗力など、甲の責に帰さない事由による貸付物件の引渡遅延又は引渡不能の場合、甲はその責を負わない。

(転貸等の禁止)

第9条 乙は、貸付物件の全部又は一部について第三者に貸借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(目的外使用の禁止)

第10条 乙は、貸付物件を第3条に定める目的以外の用途に使用してはならない。ただし、事前に甲の承認を得たときは、この限りでない。

(原形変更等の禁止)

第11条 乙は、貸付物件の原形を変更してはならない。ただし、事前に甲の承認を得たときは、この限りではない。

(管理義務)

第12条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害が発生した場合は乙の責任において賠償しなければならない。

3 貸付物件に対し保存、修繕、改良、その他の行為をするために支出する経費は乙の負担とする。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りではない。

4 乙が第1項の注意を怠って貸付物件を滅失し、又は損傷したときは、甲は乙に対してその原状の回復又は損害の賠償を請求することができる。

(契約不履行の場合の処置)

第13条 乙が第6条から第10条までに規定する義務を履行しないとき、その他この契約条項に違反したときは、甲は期限を定めてその履行を催告し、その期限内になお履行しないときは、この契約を解除し又は損害の賠償を請求することができる。

(期間満了後の処置)

第14条 乙は、貸付期間を満了したとき、又は前条に規定する解除の通知を受けたときは、貸付物件を自己の負担で甲に引渡すか、若しくは甲の申し出があった場合、両者協議のうえ、その処置を定めるものとする。

なお、引渡し場所は、甲の指示に従うものとする。

2 乙は機械の返却に際しては、甲の指示する検査を受けた後、引渡しを受けた状態で返還する。なお、その状態と異なる場合は、元の状態に直す費用は乙の負担とする。

3 貸付機械は、必ず清掃し、燃料・オイル等は満タンにし、(ソーチェーンは新品を装着して)返却するものとする。

(協 議)

第15条 この契約書に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し各自それぞれ1通を所持する。

年 月 日

大分市大字古国府字内山1337番地の15

甲 公益財団法人森林ネットおおいた
理 事 長

所在地

乙 名 称

代表者

印